

第4号様式（第8条関係）

収益納付に係る報告書

(C)の売上額及び(D)の製造原価等からは消費税額を控除します。

申請者の名称 株式会社やぶた

- 1. ECサイトの稼働開始日 令和2年11月15日
- 2. 事業の完了日 令和2年11月30日

<例>11月15日にECサイトの納品があり同日に稼働を開始し、振込を行った11月30日までに15万円(税抜)を売り上げた。

(単位：円)

補助金名：ECサイト新規構築等事業費補助金					
補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)
600,000 (A)	800,000 (B)	150,000 (C)	150,000 (C) - 60,000 (製造原価等) = 90,000 (D)	800,000 (B) - 600,000 (A) = 200,000 (E)	{90,000 (D)} - 200,000 (E)} × {600,000 (A)} / 800,000 (B)} = -82,500 (F)

【記載注意事項】

- ・「1. ECサイトの稼働開始日」はベンダー等による作業が終了し、ECサイトの稼働を開始した日を記載すること。
- ・「2. 事業の完了日」は要綱第5号様式実績報告書及び別紙事業実績報告書の完了日と一致すること。
- ・「補助金額 (A)」は、要綱第5号様式別紙の4収支決算に記載の「県補助金申請額 (決算額)」をいう。
- ・「補助対象経費 (B)」は、要綱第5号様式別紙の4収支決算に記載の「補助対象経費 (決算額)」をいう。
- ・「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。すなわち、当該事業の結果発生した売上と認められる、「1. ECサイトの稼働開始日」から「2. 事業の完了日」まで間、ECサイトにより発生した売上額をいう。
- ・「補助事業に係る収益額 (D)」は、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額 (補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等) を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D) にゼロと記載する。
- ・「控除額 (E)」は、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者の負担によって支出した額をいう。
控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
- ・「納付額 (F)」 = (「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」)
× (「補助金額 (A)」 / 「補助事業対象経費 (B)」) * 円未満切上げ

【添付書類】

補助事業に係る収益額等の算定に必要な次の額を確認できる資料を添付すること。

- ・ 補助事業に係る売上額
- ・ 当該売上額を得るのに要した額 (補助対象経費以外の製造原価、販売管理費等)